

熊本県地域防災計画検討委員会 設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、本県で起こりうる地震及び津波による被害推計について再検討を行うとともに、それに伴う大規模かつ広域的な災害への対応体制や住民避難体制の見直し等を行うため、熊本県地域防災計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討等を行い、熊本県地域防災計画（以下「計画」という。）の見直し案を取りまとめ、知事に報告するものとする。

- (1) 熊本県で起こりうる地震及び津波の規模並びにそれによる被害推計
- (2) 大規模かつ広域的な災害への対応体制や住民避難体制等のあり方
- (3) その他、計画の見直しに必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、知事が選任する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(運営)

第4条 会長は、必要に応じ、検討委員会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 検討委員会に、特定の項目について検討させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長が指名した委員をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が召集し、検討委員会から示された課題について調査及び検討を行い、その経過及び結果を委員会に報告する。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、知事公室危機管理防災課において行う。

(設置期限)

第7条 検討委員会の設置期限は、平成25年3月31日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。